キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

科目	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
退職給付金支出	△ 492,234,793,245
貸付けによる支出	△ 2,510,440,000
人件費支出	△ 3,009,590,216
その他の業務支出	△ 10,421,533,188
運営費交付金収入	27,262,000
事業収入	485,964,111,881
運用収入	25,393,013,041
貸付金利息による収入	1,728,984,620
貸付金回収による収入	27,504,326,594
補助金等収入	7,602,914,000
補助金等の精算による返還金の支出	△ 103,598,858
その他の業務収入	38,521,896
小計	39,979,178,525
利息の受取額	12,080,382
利息の支払額	△ 1,186,695,016
業務活動によるキャッシュ・フロー	38,804,563,891
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 60,497,000,000
定期預金の払出による収入	30,412,000,000
有価証券の取得による支出	△ 73,590,000,000
有価証券の償還による収入	369,787,574,138
投資有価証券の取得による支出	△ 297,768,596,000
生命保険資産の増加による支出	△ 3,858,344,344
生命保険資産の減少による収入	68,335,080,786
固定資産の取得による支出	△ 6,876,214,429
固定資産の除却による支出	△ 465,016
敷金・保証金の差入による支出	△ 7,528,300
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,936,506,835
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
債券の発行による収入	30,177,890,100
債券の償還による支出	△ 51,048,000,000
長期借入れによる収入	31,857,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 36,649,000,000
リース債務償還による支出	△ 297,716,611
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 25,959,826,511
Ⅳ　資金増加額	38,781,244,215
Ⅴ　資金期首残高	155,412,144,479
Ⅵ　資金期末残高	194,193,388,694

〔重要な会計方針〕

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

当機構の運営費交付金の使途は、管理部門の活動に係る費用のみであることから、期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～15年
構築物	13年
工具器具備品	３～20年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３～５年）を耐用年数としております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

４．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

なお、雇用促進融資勘定の役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

５．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

企業年金基金から支給される年金給付については、役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、各事業年度の発生時において費用処理しております。

退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである雇用促進融資勘定の退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

また、運営費交付金により、掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである雇用促進融資勘定の企業年金基金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。